

令和6年度

大牟田市市民活動補助事業

はじめの一步事業
活動促進事業

◆ 募集要項 ◆



©2016 大牟田市「ジャー坊」

大牟田市

令和6年3月

目 次

1	市民活動補助事業について	1
2	補助の対象	2
3	補助事業の概要	3
4	申請までの流れ	5
5	審査・交付決定	7
6	実績報告	8
7	その他留意点	8
8	スケジュール	9
9	市民活動団体登録の案内	10
10	様式の記入の方法	
	・希望調書	11
	・交付申請書（様式第1号）	12
	・事業計画書（別紙1）	13
	・事業収支予算書（別紙2）	15
	・団体調書（別紙3）	16
	・誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書（別紙4）	18
	・事前着手届（様式第1号の2）	19

1 市民活動補助事業について

市民活動は、行政では十分に対応できないような分野や、多様化している市民のニーズに対して、行政より柔軟にサービスの受け手である市民の視点を持ってきめ細かく対応することができるといわれています。

市では、「協働のまちづくり推進条例」に基づき、市民と行政とが相互に補完・協力し合いながら住みよいまちづくりを実現するため、市民活動が活発に行われるための環境整備を進めています。

そのひとつとして「えるる」内に市民活動サポートセンターを設置し、平成 25 年度より市民活動補助事業を実施しています。

この事業は、市民活動団体の基盤強化や活動領域の拡大を図り、市民活動を促進させるとともに、市民と行政との協働によるまちづくりの推進を図ることを目的としています。

令和 6 年度についても、市民活動補助事業を実施する団体を募集します。

◆市民活動とは◆

市民等が自主的、自発的にまちづくりのために行うボランティア活動をはじめとする自由で公益性のある社会貢献活動（宗教、政治又は選挙を主たる目的とする活動を除く。）をいいます。

「協働のまちづくり推進条例 第 2 条」（抜粋）

2 補助の対象

次の各号のすべてに該当する市民活動を行う団体です。

- (1) 市内に活動拠点を有し、主に市内で活動する団体であること。
- (2) 5人以上の構成員を有し、構成員の半数以上が大牟田市に居住・通勤・通学していること。
- (3) 規約、会則等の組織運営に関する明文の定めを有していること。
- (4) 年間の事業計画があり、事業収支が明確であること。
(特定非営利活動法人においては事業報告書等を所轄庁へ提出していること。)
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は同法同条第1項に規定する特定非営利活動を行う営利を目的としない法人格を有しない団体であること。
(一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、協同組合などは補助の対象団体から除きます。)
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団でないこと、または暴力団もしくは暴力団の構成員の統制の下にない団体であること、暴力団員が構成員となっていないこと。



3 補助事業の概要

(1) 補助金交付の対象となる事業の種類及び内容

令和6年度募集は次の2種類です。

① はじめの一步事業

補助を受けることができるのは1団体につき1回のみです。

【対象団体】	おおむね1～3年の設立初期の団体
【対象事業】	団体の自立を促進するのに効果的で公益性等が高い事業
【補助事業数】	2事業（予算の範囲内）
【補助上限額】	1事業あたり10万円
【補助率】	補助対象経費の10/10

② 活動促進事業

同一事業で3年間、継続することができます（同一事業に係る補助期間は3年度を限度とします。テーマが異なる場合は再申請可。ただし、年度内1団体につき1事業とします）。

【対象団体】	おおむね3年以上の活動歴がある団体
【対象事業】	地域課題の解決に向け、自立して安定的・継続的な事業展開を図るのに効果的で、公益性等の高い事業
【補助事業数】	2事業（予算の範囲内）
【補助上限額】	新規1年目18万円、2年目15万円、3年目10万円
【補助率】	補助対象経費の1年目9/10、2年目3/4、3年目1/2

※①はじめの一步事業、②活動促進事業のどちらも、国、地方公共団体又は民間からの制度的補助等を受ける事業は、補助の対象となりません。

(2) 補助対象経費

補助対象事業に直接必要な経費で、補助金交付の決定後に支出されたものに限ります。

項目	内容	例 示	
		対象となるもの	対象とならないもの
報償費	講師等謝金等	・ 外部の講師や指導者に対する謝礼	・ 団体内講師等への謝礼
旅費	講師等の交通費、宿泊費、先進地調査の交通費等	・ 講師、指導者等が補助事業に出席するために要した交通費、宿泊費等の実費相当分 ・ 市民活動団体の構成員の先進地への事例調査に係る交通費	・ 団体構成員の先進地への事例調査に係る宿泊費 ・ 旅行を目的としたイベント等の旅費 ・ 参加者の交通費、宿泊費等
消耗品費	事務用品、書籍等の購入費	・ 補助事業実施に必要な消耗品（コピー用紙、模造紙、ゴミ袋等）	
食材料費	食材等の購入費	・ 補助事業実施に必要な食材等	・ 会議等の湯茶・茶菓子代
印刷製本費	パンフレット、ポスター等の作成費、印刷費等	・ 補助事業の周知、啓発等に必要パンフレット、ポスター等の作成費、印刷費	
使用料・賃借料	会場使用料、車両借上料、機材のリース料等	・ 補助事業に必要な会場使用料 ・ 車両賃借料、用具賃借料	・ 団体自らが所有するものに係る費用
通信・運搬費	郵便料等	・ 補助事業に係る通知、資材等の送付に要する費用	
手数料	振込手数料等		
保険料	イベント保険料等	・ 補助事業の実施に必要なとするイベント保険料	
備品購入費	事業の中で必要な機材、備品等の購入費	・ 補助事業実施に必要なもので、長期間繰り返し使用可能なもの（原則 1 品につき上限 5 万円）	・ 既存事業でも使用可能な汎用性の高いもの（パソコン、カメラ、コピー機など）
人件費	・ 補助事業の実施のために雇用したスタッフ等に対する人件費（対象経費の 1/5 を限度とする）		・ 団体構成員の人件費 ・ 他の事業と共通する運営に係る人件費

(3) 補助の対象とならない経費

- ・ 商品券、金券、記念品等の購入に要する経費
- ・ 家賃（敷金・礼金を含む）及び土地の取得、造成及び補償に関する経費
- ・ 団体の経常的な運営に関する経費（事務局経費など）
- ・ 領収書等により支出の事実を確認することができない経費
- ・ その他市長が社会通念上適切でないと認める経費

4 申請までの流れ

(1) 応募説明会と事業成果報告会の開催

補助事業の対象や要件、必要書類など申請についての応募説明会と、令和5年度補助交付団体の事業成果報告会を開催します。新規で申請を予定している団体は是非ご参加ください。

○令和6年度応募説明会 4月7日（日）午後1時30分～2時

○令和5年度事業成果報告会 説明会終了後、午後2時～3時（予定）

（はじめの一步事業2団体からの報告がありますので、事業の参考にして
ください。）

○ 会場 えるる2階 中研修室

※申請を予定されている団体で、上記の応募説明会に参加できなかった場合でも、説明のご希望等がありましたら、地域コミュニティ推進課へご連絡ください。

(2) 希望調書の提出

補助金の申請を希望される団体、または申請を検討されている団体は、希望調書の提出をお願いします。

○ 提出締切 4月12日（金）

○ 提出方法 電子申請、メール、ファックス、郵送または持参

※電子申請はQRコードや下記URLよりアクセスできます。

<https://logoform.jp/form/Cu6n/232233>



(3) 事前相談

企画内容から申請書の書き方まで、個別相談に応じます。申請書類を提出される前に早めの相談をお願いします。

(4) 申請書類の提出

○ 申請に必要な書類

- ①大牟田市市民活動補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ②事業計画書（別紙 1）
- ③事業収支予算書（別紙 2）
- ④団体調書（別紙 3）
- ⑤誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書（別紙 4）
- ⑥団体の規約またはこれに準ずるもの
- ⑦（任意）その他参考資料

※交付決定前に事業を実施される場合は、「事前着手届（様式第 1 号の 2）」も提出して下さい。

○ 提出期間 4月1日（月）～4月25日（木）【必着】

○ 提出方法 メール、郵送または持参

※ファックスでの提出はできません。

※メールまたは郵送で提出される場合には、提出後、地域コミュニティ推進課（市民協働担当）へ電話連絡して下さい。

(5) 希望調書及び申請書類の提出先

- 提出先 〒836-8666 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地（大牟田市役所 1 階）
大牟田市 市民協働部 地域コミュニティ推進課 市民協働担当

注意事項

- ・直接ご持参いただく場合は、平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分をお願いします。
- ・提出書類がそろっていない場合は受付できません。
- ・提出期間厳守（郵送の場合は必着）をお願いします。
- ・提出された申請書類等はお返しできません。

(6) 希望調書及び申請書類（様式）について

- ①市ホームページからダウンロード、又は、えるるで配布しています。
- ②4月7日（日）の応募説明会でも配布します。

5 審査・交付決定

(1) 審査・交付決定の方法

市民活動に関する有識者等で構成する「大牟田市市民活動補助事業審査会」による一次及び二次審査を行い、市長が補助金交付の可否を決定します。決定後は速やかに結果を団体あてに文書で通知します。

(2) 審査会

- 一次審査（書類審査） 5月14日（火）午前10時～
- 二次審査（公開プレゼンテーション審査）5月28日（火）午後1時30分～

※二次審査は、プレゼンテーション（10分）と質疑応答を行いますので、申請団体はご出席ください。時間、場所等の詳細は別途申請団体へ案内します。

(3) 審査の基準

以下の項目で審査を行いますので参考にしてください

評価項目	審査の基準
【貢献性】	①地域の課題解決につながるものか
	②市民ニーズに沿ったものか
【公益性】	③事業の成果や効果が広く市民のためになるか、市民の共感が得られるものであるか
【先駆性】	④市民ならではの先駆性・創意工夫・独自性などの柔軟な視点があるか
【体制】	⑤事業計画に掲げる事業を遂行できる体制（人員や能力）が整っているか
【公開性】	⑥事業や団体活動について、情報発信（PR）に努めているか、市民が参加しやすい日程になっているか
【実現性】	⑦事業計画は具体的で実現可能か
	⑧収支予算は適切か

【継続性】	⑨補助金終了後も、継続、発展して活動することが期待できるか
	⑩自己資金を調達する工夫や検討が含まれているか
【発展性】	⑪事業をさらに発展させ、定着させていくことができるか、または今後の成果の広がりが期待できるか

6 実績報告

(1) 実績報告書の提出

事業完了後 1 月を経過する日又は当該事業を行った年度の最終日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出してください。

○ 提出書類

①大牟田市市民活動補助金実績報告書（様式第 6 号）

②事業報告書（別紙 1）

③事業収支決算書（別紙 2）

④領収書（写）

※原本を添えて提出してください。原本は確認後にお返しします。

⑤購入した備品の写真やその他参考となる資料

(2) 事業成果報告会での報告

翌年度に開催する事業成果報告会（公開）で、補助事業の実績と成果の報告をお願いします。

7 その他留意点

(1) 事業内容の変更等

事業内容や経費の内訳が変更になるときは、変更申請書の提出が必要となります。変更申請を行わずに事業を実施した場合や、事業の一部を実施しない場合は補助金の一部又は全部を取り消すことがありますので、必ず事前にご相談ください。

(2) 広報協力について

採択された事業で作成する印刷物やポスター、チラシ等には「大牟田市市民活動補助事業」と明示してください。

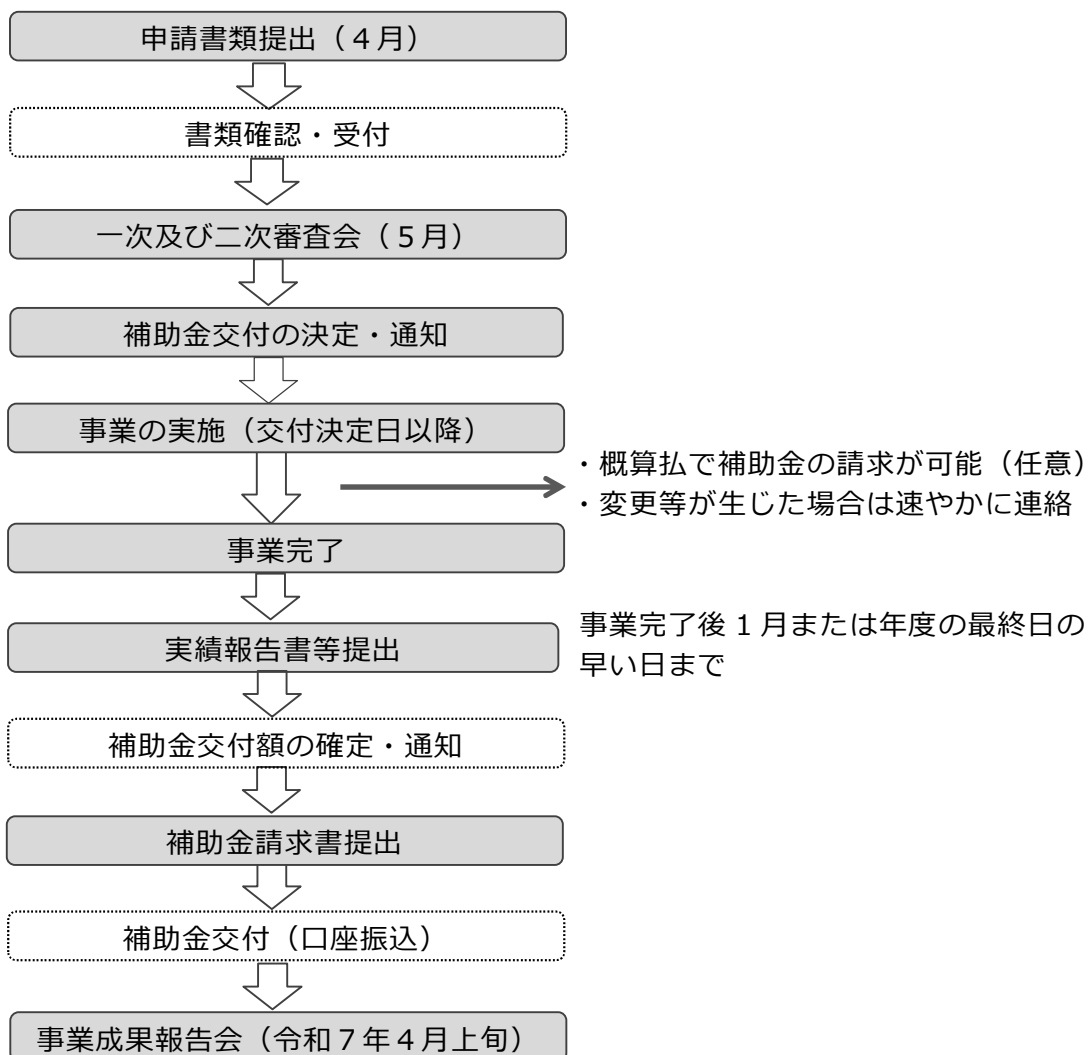
(3) 情報公開

補助金の公正性や透明性の担保と市民活動の推進を図るため、採択された事業の概要、団体名等を大牟田市のホームページなどで公開します。

(4) その他

本事業は大牟田市市民活動補助金交付要綱を根拠として実施します。

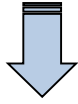
8 スケジュール



9 市民活動団体登録の案内

補助金の交付対象団体は、えるる市民活動団体として登録できます。

市民活動登録団体となった場合は・・・



○登録団体のメリット

- (1) 市民活動のために「えるる」を利用するときは、利用料が免除されます。
- (2) 市ホームページや市民活動サポートセンター等で団体の情報発信ができます。
- (3) 市民活動サポートセンターの優先利用ができます（予約もできます）。
- (4) 市民活動サポートセンター内の団体ロッカー・メールボックスが使用できます（有料）。
- (5) 市民活動団体向け講座・交流会などの情報をお知らせします。

○市民活動サポートセンター（えるる 1 階）

Wi-fi 環境を整備し、コピー機や印刷機、団体ロッカー・メールボックスを設置しています。市民活動やボランティア活動を行う市民の皆さんの交流やネットワークづくり、打ち合わせや作業など、市民活動の拠点としてご利用ください。

10 様式の記入の方法

大牟田市市民活動補助金申請希望調書

希望調書は
こちらから
も提出でき
ます



令和 年 月 日

大牟田市長 様

(地域コミュニティ推進課)

団 体 名 _____

申請者氏名 _____

令和6年度大牟田市市民活動補助金について、下記のとおり申請を希望します。

1. 補助金の種類

申請する事業
の種類の欄に
○を付けてく
ださい

<input type="checkbox"/>	はじめての一步事業
<input type="checkbox"/>	活動促進事業

2. 事業実施団体

1. 団 体 名	
2. 所 在 地	
3. 代 表 者 名	
4. 連 絡 先	電話番号 メール
5. 設 立 年 月 日	

3. 補助申請額

事業費総額 (A)	団体充当額 (B)	補助申請額 (A-B)

4. 事業概要

--

令和 年 月 日

大牟田市長 様

所在地
団体名
代表者名
電話番号

令和6年度 大牟田市市民活動補助金交付申請書

令和6年度の 募集はこちら の2事業です	→	はじめての一步事業
	↘	活動促進事業
		提案公募型協働事業

大牟田市市民活動補助金交付要綱第6条の規定に基づき、上記補助金について次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- ・補助金は千円未満を切り捨てて記入してください
- ・補助率を確認してください

1. 補助金申請額 _____ 円

2. 関係書類

- (1) 事業計画書…別紙1
- (2) 事業収支予算書…別紙2
- (3) 団体調書…別紙3
- (4) 誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書…別紙4
- (5) 規約、会則又はこれに準ずるものの写し(任意様式)

別紙1 (第6条関係)

事業計画書

事業の名称	事業内容や目的を表す分かりやすい名称を記入してください	
1 地域の課題 【貢献性】	(解決しようとする課題は何ですか) 自団体が抱える問題や課題ではなく、大牟田市が抱えている課題や、ニーズとして捉えていることを記入してください。地域の現状をどのようにとらえ、課題は何であるのかを具体的に記入してください	
2 事業の目的 【公益性】	(何のために行いますか) 上記の課題を解決するための方法と計画している事業がどのようにつながるか、事業の目的を分かりやすく記入してください	
3 事業対象 【貢献性】	(何を、誰を事業の対象にしていますか) 年代や地域など具体的に記入してください	
4 事業内容 【公益性】 【先駆性】	(いつ、どこで、何を行いますか) 課題解決に向けて取り組もうとしている内容を具体的に記入してください	
5 事業の実施体制 【体制】	事業の責任者や団体内での役割分担、担当者数などを具体的に記入してください	
6 情報発信 【公開性】	(活動などの情報をどのような方法で知らせますか)	
7 成果指標 【実現性】 【貢献性】 【公益性】	(今年度の補助事業期間中に、課題をどの程度解決し、どのような変化が起こることを目標としていますか)	
	数 値 目 標	指標名
		現状値
		目標値
(上記数値目標の達成を確認するために、どのような方法を用いる予定ですか) 例：参加者へのアンケートの実施 など		
8 事業展開 【継続性】 【発展性】	補助事業終了後、この事業がどのような展開になるか、想定を具体的に記入してください	

年間スケジュール 【公益性】 【実現性】 【公開性】

※準備や情報発信の開始時期や事業日程、事業の振り返りの機会などを具体的に記入してください。

6月	補助申請事業の実施に係る活動計画を記入してください（行事名だけでなく事業の内容がわかるように記入してください）
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

事業収支予算書

団体の全ての予算ではなく
申請する事業に必要な経費
を記入してください

【収入の部】

(単位:円)

項目	内容	積算根拠	見積額
自己資金	会費	@ 500円 × 20人	10,000
	参加費	@ 100円 × 100人 × 1回	10,000
補助金	市民活動補助金	はじめの一步事業	100,000
その他			
合 計			120,000

補助金は収入の欄に記入して
ください(千円未満切り捨て)

支出はすべて積算根拠を明確
にしてください

収入の合計額と支出の合計
額は、同額としてください

【支出の部】

(単位:円)

項目	内容	単価	数量	単位	見積額
報償費	講師謝礼金	15,000	1	回	15,000
旅費	講師旅費	5,000	1	回	5,000
消耗品費	A4用紙	500	6	束	3,000
	事務用品	2,000	1	式	2,000
	書籍	4,500	1	冊	4,500
印刷製本費	チラシ代	10	500	枚	5,000
	ポスター代	500	30	枚	15,000
	ガイドブック作成費	100	300	部	30,000
使用料	講演会会場費	400	5	時間	2,000
	エアコン代	200	5	時間	1,000
保険料	行事保険料	50	100	人	5,000
手数料	振込手数料	500	1	回	500
備品購入費	草刈機	16,000	2	台	32,000
合 計					120,000

補助対象経費一覧表を参照
して、該当する分類のものを
計上してください

※ 未申請の経費は実績報告時に計上されても認められない場合がありますので、申請時点で
詳細な経費を計上してください。

別紙3 (第6条関係)

団 体 調 書

(ふりがな) 団 体 の 名 称	
(ふりがな) 代 表 者 氏 名	
団 体 の 所 在 地	〒
連 絡 先	電話番号 () FAX番号 () 携帯番号 メール
設 立 年 月 (活動開始年月)	年 月
団 体 の 目 的	
<div data-bbox="113 1048 584 1137" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 団体が設立に至った経緯、団体の目的について記入してください </div>	
活 動 分 野	1 保健・医療・福祉 2 社会教育 3 まちづくり 4 観光振興 5 農山漁村・中山間地域の振興 6 学術・文化・芸術・スポーツ 7 環境保全 8 災害救援 9 地域安全 10 人権擁護・平和推進 11 国際協力 12 男女共同参画 13 子どもの健全育成 14 情報化社会 15 科学技術の振興 16 経済活動の活性化 17 職業能力・雇用機会 18 消費者の保護 19 1から18までに掲げる活動を行う団体の運営・活動に関する連絡・助言・援助 20 1から19までに掲げる活動に準じる活動として福岡県条例で定める活動
主 な 活 動	
<div data-bbox="113 1384 584 1473" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 該当する分野に○をつけてください </div>	

番号	構成員氏名	居住等要件 (該当に○)	番号	構成員氏名	居住等要件 (該当に○)
1	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 大牟田市に居住・通勤・通学している方に○をつけてください </div>		21		
2			22		
3			23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書

令和 年 月 日

大牟田市長 様

所在地
団体名
代表者名
電話番号

私は、大牟田市が大牟田市暴力団排除条例に基づき、大牟田市市民活動補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）による補助金の利用により暴力団を利することがないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を補助金の対象から排除していることを認識したうえで、要綱第2条第1項7号、8号及び9号の規定（暴力団排除条項）について説明を受け、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、補助金交付の決定の取消し等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 要綱第2条第1項7号、8号及び9号の規定に該当します。
- 2 役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、私及びこの名簿に記載した者について、要綱に規定する要件に係る確認のため、暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、大牟田警察署に照会することを承諾します。

〈役員等名簿〉

役職名等	ふりがな 氏名	性別	生年月日	住所
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	
			S・H 年 月 日	

役員のみを記載してください。
人数が多い場合は枚数を分けて
記載してください。

〈大牟田市市民活動補助金交付要綱抜粋（暴力団排除条項）〉
第2条 補助金の対象となる団体は、次の各号すべてに該当する市民活動団体とする。
（1）～（6）略
（7）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制の下にないもの、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織でないこと
（8）暴力団員が役員となっていない団体
（9）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないもの

大牟田市長 様

所在地
団体名
代表者名
電話番号

事前着手届

令和6年度 大牟田市市民活動補助金の交付申請をしている下記の事業について、交付決定前に着手しますので、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、または交付決定を受けた金額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

1 申請事業名

事業計画書（様式第1号・別紙1）と同じ事業名を記載してください

2 事前着手の理由

事前着手が必要な理由を具体的に記載してください

3 事前着手（予定）日

年 月 日

交付申請書の提出日以降の日付を記載してください

市民が主役のまちづくり



大牟田市市民活動補助事業

(令和6年度募集要項)

◆ お問い合わせ先 ◆

大牟田市 市民協働部 地域コミュニティ推進課 市民協働担当

〒836-8666

大牟田市有明町2丁目3番地（大牟田市役所1階）

電話 0944-41-2614 / FAX 0944-88-8400

メール e-chiikics@city.omuta.fukuoka.jp